

「自殺総合対策大綱」の見直し素案に対する意見募集の結果について

内閣府自殺対策推進室

「自殺総合対策大綱」の見直しに当たり行いました意見募集の結果についてお知らせいたします。

○意見募集期間 平成24年8月10日（金）～17日（金）

○結果 意見総数 259件

○大綱の見直しに当たり、意見募集を踏まえて素案から修正した点

- ・第2-4について、表題を「関係者の連携による包括的な支援を強化する」から「関係者の連携による包括的な生きる支援を強化する」に改めた。
- ・第2-4の3段落目について、「～より多くの関係者による包括的な支援を展開していくことが重要である。」を「～より多くの関係者による包括的な生きる支援を展開していくことが重要である。」に改めた。
- ・第3-5-(1)の最終段落について、「また、過量服薬対策を徹底するとともに、～」を「また、適切な薬物療法の普及や過量服薬対策を徹底するとともに、～」に改めた。

○主な意見の内容

- ・「性的マイノリティ」という文言が盛り込まれたことについて歓迎し、辛かった個人の体験なども交えながら、具体的な場面（学校や雇用等）での一層の施策の推進の必要性を訴える意見
- ・知人の例などを挙げながら、大綱見直し素案では悩んでいる人を全て精神科医につなぐだけで解決を図ろうとしているのではないか、精神科医につないでも不適切な薬物療法により、結果的に症状を悪化させ、自殺につながる場合もあるのではないか、等の懸念を示す意見
- ・自殺対策を支える専門職として、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等を具体的に明記すべきという意見

- ・自殺対策は「生きる支援」であることを盛り込むべきという意見

いただいた御意見について、今後の施策の参考とさせていただきます。